

議案第 21 号

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の改正に伴う改正

飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険条例（平成16年飛驒市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第19条の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第29条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第29条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る飛驒市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第3条 この条例による改正後の第19条の10及び第29条の規定は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

飛騨市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第4条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第19条の9 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第19条の10 第19条の3又は第19条の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>第20条～第28条 略 (低所得者の保険料の減額)</p> <p>第29条 略</p> | <p>第1条～第4条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第19条の9 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第19条の10 第19条の3又は第19条の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。)は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p>第20条～第28条 略 (低所得者の保険料の減額)</p> <p>第29条 略</p> |

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に28万5千円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 略

イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 略

イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金

額)に52万円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 略

イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第19条の3又は第19条の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

4 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第29条の3 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則

額)に53万5千円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 略

イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第19条の3又は第19条の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

4 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第29条の3 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則

(昭和50年労働省令第3号) 第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証_____の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

以下 略

(昭和50年労働省令第3号) 第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

以下 略

条例関係議案要旨

| | |
|----------|--|
| 議案名 | 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 担当部 | 市民福祉部 |
| 提案理由 | 国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の改正に伴う改正 |
| 制定改廃の根拠等 | 「令和5年度税制改革の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）において中間所得層や物価の影響に配慮し、国民健康保険税において所要の改正が行われ、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）が公布されたこと、また、全世代型社会保障構築会議報告書において出産育児一時金の増額が明記されたことにより健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。 |
| 条例の概要 | <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 出産育児一時金の額の引上げ</p> <p>出産育児一時金について、すべての妊産婦・子育て世帯に対し、妊娠・出産・子育てを通して切れ目なく必要な社会的支援を提供するため、全世代型社会保障構築会議において、現行の42万円から8万円引上げ50万円とされたことを踏まえた改正</p> <p>（現行） 出産育児一時金40万8千円＋産科医療補償制度掛金1万2千円 計42万円</p> <p>（改正後） 出産育児一時金48万8千円＋産科医療補償制度掛金1万2千円 計50万円</p> <p>(2) 後期高齢者支援金限度額の引上げ</p> <p>後期高齢者支援金の限度額について、医療費が増大する中、被保険者の所得が十分に伸びない状況で賦課限度額を引上げずに保険料の増で対応すると高所得層の負担は変わらない半面、中間所得層の負担が重くなることから、負担緩和につなげるため現行の20万円から2万円引上げ22万円とする改正</p> <p>(3) 軽減判定所得基準額の引上げ</p> <p>軽減判定所得基準額について、世界的な資源価格の上昇、円安の進行などに伴う物価上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が相対</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>的に縮小しないよう、令和5年度から世帯人数に乗じる額を、5割軽減は現行の28万5千円から5千円引上げ29万円とし、2割軽減は現行の52万円から1万5千円引上げ53万5千円とする改正</p> <p>(4) 特例対象被保険者等に係る届出書類の緩和</p> <p>特例対象被保険者等が国民健康保険料の軽減を受ける場合、これまでは「雇用保険受給資格者証」の添付が必要であったが、マイナンバーカードによる本人認証を活用することで「雇用保険受給資格通知」の添付でも届出ができるようになったことによる改正</p> |
| 市民への影響等 | <p>【市民への影響】</p> <p>(1) 該当する者には有利となる改正</p> <p>(2) 高所得層には不利となる改正</p> <p>(3) 該当する者には有利となる改正</p> <p>(4) 該当する者には有利となる改正</p> <p>【影響の規模】</p> <p>(1) 対象見込数 年6人</p> <p>(2) 対象見込数 29世帯／82人</p> <p>(3) 対象見込数 5割軽減世帯数：538世帯／888人 2割軽減世帯数：427世帯／751人</p> <p>(4) 対象見込数 年2人</p> |
| 施行日 | 令和5年4月1日 |
| 備考 | |